

## 新型インフルエンザ緊急対応策（確認事項）について

大流行が予想される新型インフルエンザの緊急対応策について文部科学省等の指導に基づき、学院全体として下記の通り確認事項をまとめましたので通知いたします。関係の皆様には、下記5.に記した日常予防について徹底されますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 組織

##### 1) 新型インフルエンザ対策本部

メンバー：学院長、学長、校長、園長、事務局長、企画調整課長、大学事務長、中高教頭、幼稚園教頭、大学保健センター長、中高養護教諭

各学校において新型インフルエンザの感染・発症等の疑いや発生した場合、休講・学級閉鎖・休校等の措置を講じた場合及び各学校において判断がつかない案件が生じた場合の相談等は、対策本部窓口である企画調整課長に報告する。

##### 2) 各学校の新型インフルエンザ対策会議(室)

各学校において対策会議(室)を組織し、新型インフルエンザの感染・発症等の疑いや発生した場合は、文部科学省・厚生労働省・県私学文書課・保健所からの通達や指導に基づき、対策を協議し対応する。

#### 2. 臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の措置基準

##### 1) 大 学

学校閉鎖：学生 100 名程度が欠席した場合、教員 10 名程度が欠席した場合

##### 2) 中 高

学級閉鎖：インフルエンザ症状により欠席が学級の 10～15%

学年閉鎖：同一学年で 2 学級以上の学級閉鎖となった場合

学校閉鎖：学年閉鎖が 2 学年以上に及ぶ時

##### 3) 幼稚園

学級閉鎖：学級において同時に 2 名以上の新型インフルエンザ患者が確認された場合

学年閉鎖：学年において複数の学級が学級閉鎖を行った場合

学校閉鎖：学年閉鎖が複数にまたがる場合

\* 臨時休業や出校停止になった場合、各学校は補講・補習等の教育保障の措置を講ずる。

#### 3. 欠席・欠勤の取扱い

学生・生徒・園児及び職員とその家族が、新型インフルエンザの感染・発症等の疑いや発生した場合は、次の通りとする。

##### 基本原則

学生・生徒・園児及び職員が、新型インフルエンザ様発熱症状がある場合は、出校・出勤せず、自宅で安静し、様子をみながらなるべく早く医療機関で受診する。

##### 1) 学生・生徒・園児とその家族

発熱等で欠席や早退を指示した場合

医療機関での診察を勧め、診察結果を学校に報告する(インフルエンザ陽性・陰性に係わらず)。

感染・発症した場合

欠席を指示(1週間)

家族の感染・発症が確認された場合

欠席を指示(1週間)...家庭で様子を観察し外出を避ける。

\* 上記 ~ の場合の欠席・早退は、新型インフルエンザに感染していなかったとしても、すべて出校停止・欠課扱いとする。なお、医師の診断により1週間かからず出校することが認められた場合は、出校を認める。その際、登校する前に必ず連絡を入れることとする。

## 2) 職員とその家族

発熱等で欠席や早退を指示した場合

医療機関での診察を勧め、診察結果を職場に報告する(インフルエンザ陽性・陰性に係わらず)。

感染・発症した場合

欠勤を指示(1週間)

家族の感染・発症が確認された場合

欠勤を指示(1週間)...家庭で様子を観察し外出を避ける。

\* 上記 ~ の場合の欠勤・早退は、新型インフルエンザに感染していなかったとしても、すべて特別休暇扱いとする。なお、医師の診断により1週間かからず出校することが認められた場合は、出校を認める。その際、登校する前に必ず連絡を入れることとする。

## 4. 対策と予算措置

1) 各学校に消毒液を設置

2) 緊急対策用としてマスクを準備

## 5. 学生・生徒・園児及び職員とその家族へのお願い

1) 予防のためバランスの摂れた食生活を心掛け、睡眠・休養を十分にとる(体力をつける)。

2) 新型インフルエンザ様発熱症状のあるときは登校をしない。

3) 手洗い、咳エチケットの徹底、うがい等を心がける。

4) 発熱症状やインフルエンザ様症状がある場合は、医療機関で受診する。

5) 受診結果、欠席・欠勤については必ず学校・職場に報告する。